平成２９年（フ）第７号
山口県岩国市川下町１丁目11番２号
債務者　相原　真樹
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１１号
山口県岩国市平田６丁目59番４―506号
債務者　笹川フジノ
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２６６号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅73号棟201号
債務者　上川　和也
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４号
神戸市兵庫区会下山町２丁目12番４号
債務者　大川　　歩
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１６号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―306号、従前の住所神戸市須磨区桜木町２丁目３番１号和田二郎方
債務者　井上　智絵
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０９号
神戸市中央区脇浜町３―１―８―308号、住民票上の住所兵庫県西宮市名塩山荘24番１―313号
債務者　耒田　紘輔
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４５号
神奈川県伊勢原市沼目２丁目23番38号　コーポ宮の前Ⅲ202号
債務者　藤田　昭人
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７５７号
神奈川県厚木市上依知1392番地５
債務者　海野美由樹
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０８号
神奈川県秦野市弥生町６番48号
債務者　對馬　庄二
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２６号
神奈川県平塚市見附町11番14―103号　クリスタルＮ
債務者　中村　　武
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６号
青森市松原２丁目14番６号
債務者　鎌田　　亘
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
青森市矢作２丁目３番29号　シャーメゾンセイナ105号
債務者　柳澤優加子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目２番４―405号
債務者　村松　　央
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目22番地　グレイスハイツ101
債務者　一ノ瀬陽子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１４３号
栃木県宇都宮市上戸祭町690番地９
債務者　手塚　庸介
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５５号
栃木県鹿沼市千渡2318番地10
債務者　柳田　保久
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５８号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目13番３号　太陽ガーデン115棟110号室、前住所栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ティ・エム自立支援施設
債務者　佐藤　哲夫
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係